

三次市教育委員会議案第47号

三次市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成26年3月28日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（案）

三次市立図書館設置及び管理条例施行規則（平成16年三次市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「もののほか」の次に「，あらかじめ教育委員会の承諾を得て」を加え，同号を同条第6号とし，同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 図書館資料の広域利用に関する申し合わせ事項により，広域利用を認めている市町に居住している者

第13条第1項中「5点以内」を「10点以内」に改め，同条第3項中「認めるときは」の次に「，あらかじめ教育委員会の承認を得て」を加える。

第14条第3項中「認めるときは」の次に「，あらかじめ教育委員会の承認を得て」を加える。

附 則

この規則は，平成26年4月1日から施行する。